

「臨時の駐車許可制度」廃止のお知らせ



兵庫県警察においては、許可を受ける期間が7日未満の駐車許可について、口頭申告で申請を行うことができる、いわゆる「臨時の駐車許可」制度を長年運用してきましたが、この度この運用を廃止することとなりました。

運用最終日

※許可期間の最終期限です。

令和7年（2025年）11月30日（日）



駐車許可車標章



（新）駐車許可証

臨時の駐車許可が廃止されたらどうなるの？

- ・申請する際は許可期間に関わらず、申請書による申請が必要です。
- ・原則、即日に許可を受けることはできません。
- ・申請の受理、許可証の交付について交番、宿直での取扱いはしません。
警察署交通課で、窓口業務の受付時間（平日9時～16時）中に申請等ができます。

申請に関するご案内

- ・臨時の駐車許可制度を廃止する以前でも申請書による申請ができます。
- ・定期的に駐車する必要がある用務を行う場合は長期間の許可（最長1年間）を申請することができます。
- ※7月上旬及び11月末頃は申請が集中するおそれがあります。
窓口での混乱を防止するために、なるべく上記期間を避けて申請書での申請を行ってください。
- ・一度許可を受けた内容（臨時の駐車許可の場合を除く）と同一内容の駐車について許可期間を延長するための申請はオンライン申請ができます。

「警察行政手続サイト（<https://proc.npa.go.jp/>）」（※警察庁のサイトです）

お知らせ

駐車許可制度が大きく変わります

施行日：令和7年（2025年）7月1日（火）

- ・申請書の様式や申請手続の種別が変わります。
- ・駐車許可証（駐車場所一覧表含む）を掲示する必要があります。
（駐車許可車標章の廃止）
※改正前の制度で交付を受けた駐車許可車標章はその許可期間中、継続して使用することができます。
- ・複数警察署にまたがる駐車を一つの警察署で申請することができます。
- ・定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請については、申請書に添付する書類は変更がある書類のみとすることができます。
- ・許可の対象となる要件や詳細な手続要領等は兵庫県警察ホームページをご確認ください。